

第14章 住民生活の早期再建

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的考え方

- ・震災後の市民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した市民の居住環境を早期に復旧させることが重要となる。

2 現在の到達状況

- ・災害用トイレの確保
- ・し尿処理協定の締結

3 課題

- ・震災後の市民の生活再建を迅速に実施するためには、事前の体制整備が重要
- ・災害に係る住家被害認定等に関する体制の構築
- ・り災証明発行体制の構築

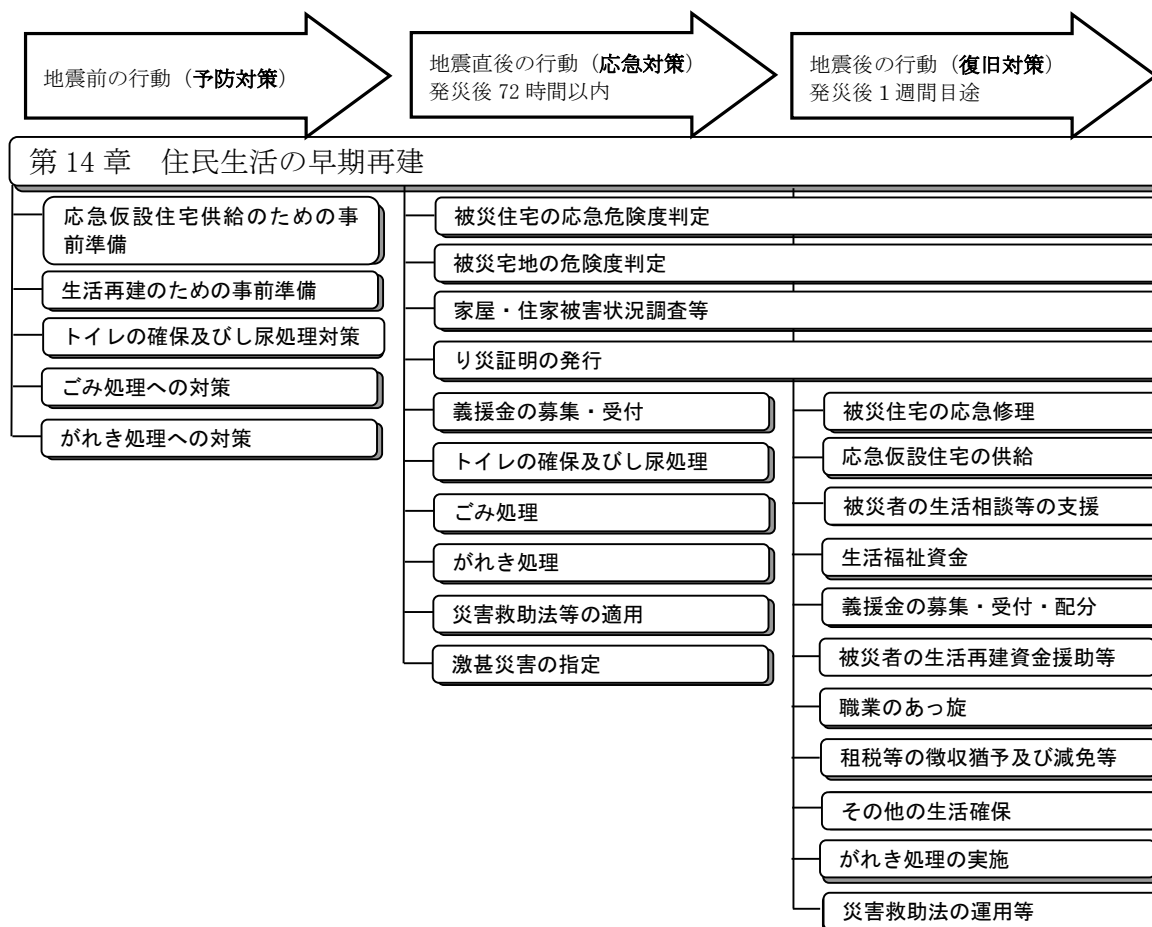
4 対策の方向性

- ・被災した住宅の応急修理の体制整備
- ・応急仮設住宅の確保
- ・速やかな被災住宅の応急危険度判定の実施
- ・災害総合相談窓口（ワンストップサービス）の検討
- ・り災証明発行体制の充実強化
- ・災害に係る住家被害認定等に関するマニュアル作成の検討
- ・被災者台帳及びり災証明に係るシステムの導入

5 到達目標

- ・住宅の応急修理の体制整備
- ・応急仮設住宅の用地、資材等の確保
- ・応急危険度判定の実施のための体制整備
- ・災害総合相談窓口（ワンストップサービス）の体制整備
- ・災害に係る住家被害認定等に関するマニュアルの作成
- ・被災者台帳及びり災証明に係るシステムの導入による、り災証明発行体制の構築

6 具体的な取組一覧



第2節 予防対策

1 応急仮設住宅供給のための事前準備 《まちづくり課・水と緑の環境課・総務課・生涯学習スポーツ課》

機 関 名	対 策 内 容
市	○市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地候補を定めておく。(運動公園等) ・接道及び用地の整備状況 ・ライフラインの状況 ・避難場所などの利用の有無
市 民 事 業 所	○災害用トイレ、トイレ用品を備蓄 ○生活用水を確保

2 生活再建のための事前準備 《秘書広報課・職員課・情報政策課・市民課・課税課・まちづくり課・地域包括ケア推進課・都市整備部・清瀬消防署》

(1) 対策内容と役割分担

市は、り災証明発行手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

ア り災証明の発行

機 関 名	対 策 内 容
市	○災害対策基本法第2条第1号に規定する災害において、り災証明の発行手続を実施 ○ガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連携に必要なシステム化を検証 ○災害に係る住家被害認定等に関するマニュアルの作成 ○被災者台帳及びり災証明に係るシステムの導入による、り災証明発行体制の構築 ○調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施 ○災害総合相談窓口（ワンストップサービス）の体制整備 ○応急危険度判定員の育成
都 総 務 局 都 主 税 局	○市が発行するり災証明手続の迅速化を促進 ○国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府防災担当)に基づく住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制等についてガイドライン化 ○市の応援要員の確保の検討 ○固定資産税関連情報等に関し、市と調整
清 瀬 消 防 署	○火災による被害状況調査体制の充実 ○市との協定締結や事前協議によるり災証明発行に係る連携体制の確立

イ 義援金の配分事務

機 関 名	対 策 内 容
市	○義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。
都 総 務 局 都 福 祉 保 健 局	○義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社その他関係機関の中から選任しておく。 ○義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。 ○義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認

(2) 取組内容

ア リ災証明の発行 《課税課》

- (ア) リ災証明の発行根拠となる災害に係る住家被害認定調査の研修を実施する。
- (イ) 市は、被害状況調査体制を充実するとともに、清瀬消防署と協定締結や事前協議等を行い、リ災証明発行に係る連携体制を確立する。

イ 義援金の配分事務 《地域包括ケア推進課》

市は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

ウ 応急危険度判定員の育成 《市》

市は、応急危険度判定のできる職員の育成を図る。

3 トイレの確保及びし尿処理への対策 《防災防犯課・教育総務課・ごみ減量推進課》

(1) 対策内容と役割分担

災害用トイレを確保するとともに、各避難所や避難場所等から収集するし尿の処理体制を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
市	○災害用トイレの確保 ○し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保 ○避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保 ○都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制の確保等

(2) 取組内容

ア 災害用トイレの確保

避難者75人当たり1基の確保に努める。

《清瀬市》

- (ア) 災害用トイレの確保に努める。
- (イ) 学校避難所にマンホールトイレを設置
- (ウ) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等の確保
- (エ) 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮

《事業所及び家庭》

- (ア) 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄
- (イ) 水の汲み置き等による生活用水を確保

イ 災害用トイレの普及啓発

市や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

4 ごみ処理への対策 《ごみ減量推進課》

(1) 対策内容と役割分担

大量に発生するごみの処理は、市を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理に関する窓口 ○一次集積場所候補地を指定 ○所管区域内の廃棄物関連施設（柳泉園組合等）や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○災害発生時のごみ処理マニュアルの作成

(2) 取組内容

ア 市は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。

イ 市は、必要に応じて一次集積場所からの運搬や処理施設等で必要となる資機材について都へ要請する。

5 がれき処理への対策 《ごみ減量推進課》

大量に発生するがれき（災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等）の処理は、市を実施主体として、必要に応じて都が支援して一次集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○あらかじめ、一次集積場所候補地を指定 ○所管区域内の廃棄物関連施設（柳泉園組合等。ただし可燃ごみに限る。）や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保 ○災害発生時のがれき処理マニュアルの作成

第3節 応急対策

1 被災住宅の応急危険度判定 《都市整備部班》

(1) 判定制度の目的

市は、地震発生後、都と市の役割分担に基づき、余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

(2) 判定対象住宅

応急危険度判定の対象となる住宅は次のとおりである。

判定対象住宅	説明
民間住宅	○都都市整備局、都住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅以外の戸建て住宅・共同住宅等
公営住宅等	○公営住宅及び都住宅供給公社が管理する戸建て住宅・共同住宅等
都市再生機構等が管理する住宅	○独立行政法人都市再生機構等が管理する戸建て住宅・共同住宅等

(3) 判定の実施

被災住宅に対する応急危険度判定は、次のとおり実施する。

判定対象住宅	説明
民間住宅	<p>○市長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。</p> <p>○市長が判定の実施を決定した場合には、都知事は、「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出勤要請等必要な支援を行う。市に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。</p> <p>○地震発生が大規模であること等により必要であると判断する場合、都知事は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。</p>
公営住宅等	<p>○公営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都都市整備局及び都住宅供給公社が実施する。</p> <p>○都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。</p>
都市再生機構等が管理する住宅	○独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。

※ 民間建築物に対しては、市民の安全確保の面から一般の戸建住宅・共同住宅等の民間住宅を中心に応急危険度判定を実施する。民間の事業所に関しては、原則として所有者・管理者の責任で行う。

(4) 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

2 被災宅地の危険度判定 《都市整備部班》

(1) 被災宅地危険度判定制度の目的

市において、災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の被害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、ボランティアである被災宅地危険度判定士を活用して、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

(2) 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

(3) 判定の実施

- ア 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- イ 都知事は、市長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けた時は、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。
- ウ 都知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整をする。

(4) 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

3 家屋・住家被害状況調査等 《市民生活部班・清瀬消防署》

(1) 対策内容と役割分担

住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。

機 関 名	対 策 内 容
市	○住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。
清瀬消防署	○火災による被害状況調査を行う。

都	○市の行う調査への職員の応援体制を整備する。
---	------------------------

(2) 取組内容

《市》

- ア 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- イ 上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。

《都》

- ア 市の行う調査への職員の応援体制を整備する。
- イ 必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行うなど、市の業務を支援する。

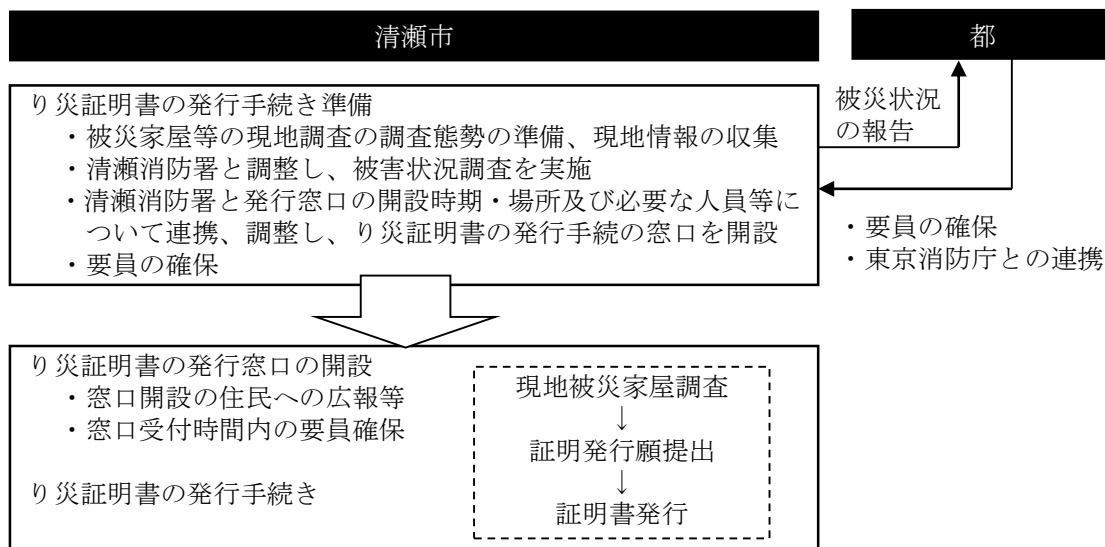
4 り災証明の発行 《市民生活部班・清瀬消防署》

(1) 対策内容と役割分担

被災者の生活応急対策は、り災証明の発行の事務のほか、災害救助法に基づく適用準備など、市は都と連携して迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○住家被害認定調査結果等を把握、都に報告 ○調査の結果に基づき、速やかにり災証明の発行手続を実施
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬消防署が市と調整し、火災による被害状況調査を実施 ○清瀬消防署と市が連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ○市の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に協力を要請 ○職員を市へ派遣 ○住家被害認定調査やり災証明発行窓口の開設時期等について区市町村間の調整を図る

(2) 業務手順



(3) 取組内容

《市》

ア 発行手続

り災証明書（資料編 資料第11参照）の発行事務は、市民生活部班において取扱う。調査班が実施した住家の被害認定調査結果により確認し、被災者の申請により発行するものとする。なお、住家の被害認定調査結果によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができる。

イ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

(ア) 災害の原因

(イ) 被災年月日

(ウ) 被災場所

(エ) 被災状況

① 人的被害

a 死亡

b 行方不明

c 負傷

② 家屋被害

a 全壊

b 大規模半壊

c 半壊

d 半壊に至らない

ウ 証明手数料

手数料は免除する。

エ 罹災都市借地借家臨時処理法の適用

災害等により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係に種々の問題がおこり、住宅の復興を阻害するおそれのある時は、迅速かつ適切に罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号。昭和31年改正）の適用を図るものとする。

※ 指定基準：災害が一定規模以上である場合、罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2に定める政令により、災害と対象地区が示され、借地借家制度の特例が適用される。

オ 被災者台帳への反映

り災証明書の発行状況や、住家の被害認定調査の結果については、「被災者台帳」（資料編 資料第12参照）に反映させる。

《都》

ア 都は、市のり災証明書の発行手続き事務のほか、家屋の現況調査に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施し、手続を推進する。

イ り災証明書の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査を実施する。

ウ り災証明書の発行基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。

エ 災害に係る住家被害認定調査の結果をデータ化し、り災証明書の発行に備える。

- オ リ災証明発行会場や業務フロー確立など準備を進める。
- カ リ災証明の発行基準や発行時期、会場等を広報等により周知する。
- キ 火災に関するり災証明の発行について東京消防庁と連携を図る。

5 義援金品の募集・受付 《健康福祉部班》

(1) 対策内容と役割分担

都、市、日本赤十字社等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

機 関 名	対 策 内 容
市	○義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ○義援金品の募集・受付に関して、都、日本赤十字社東京都支部、関係機関等と情報を共有する。
都 総 務 局 都 福 祉 保 健 局	○区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○義援金の募集・受付に関して、区市町村、日本赤十字社東京都支部、関係機関等と情報を共有する。
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	○義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ○義援金の募集・受付に関して、都、区市町村等と情報を共有する。

(2) 業務手順

- ア 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- イ 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。

(3) 取組内容

ア 東京都義援金配分委員会の設置

(ア) 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、都本部が設置する東京都義援金配分委員会(以下本節において「都委員会」という。)との連絡・調整を図る。

(イ) 都委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- ① 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
- ② 義援金の受付・配分に係る広報活動
- ③ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

(ウ) 都委員会は、次の機関等の代表者により構成する。

- ① 都
- ② 区市町村
- ③ 日本赤十字社東京都支部
- ④ その他関係機関

(エ) その他、都委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

イ 義援金品の受付・募集に係る事務

義援金品の受付・募集については、市、都、日本赤十字社東京都支部それぞれが対応する。市は、義援金品の受付・募集に関し次の業務を行う。

(ア) 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受付けるほか、銀行等に普通

預金口座を開設し、振込による義援金を受付ける。

- (イ) 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。前記口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- (ウ) 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受付けた義援金は都委員会に送付する。

ウ 義援金品の保管及び配分に係る事務

義援金品の保管及び配分に関し、次の事務を行う。

(ア) 義援金

- ① 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- ② 委員会から送金された義援金を配分計画に基づく配分率及び配分方法により被災者に配分する。
- ③ 被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

(イ) 義援品

受領した義援品については、市が策定した配分計画に基づき被災者への交付を行う。

《都総務局・都福祉保健局》

- (ア) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
- (イ) 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

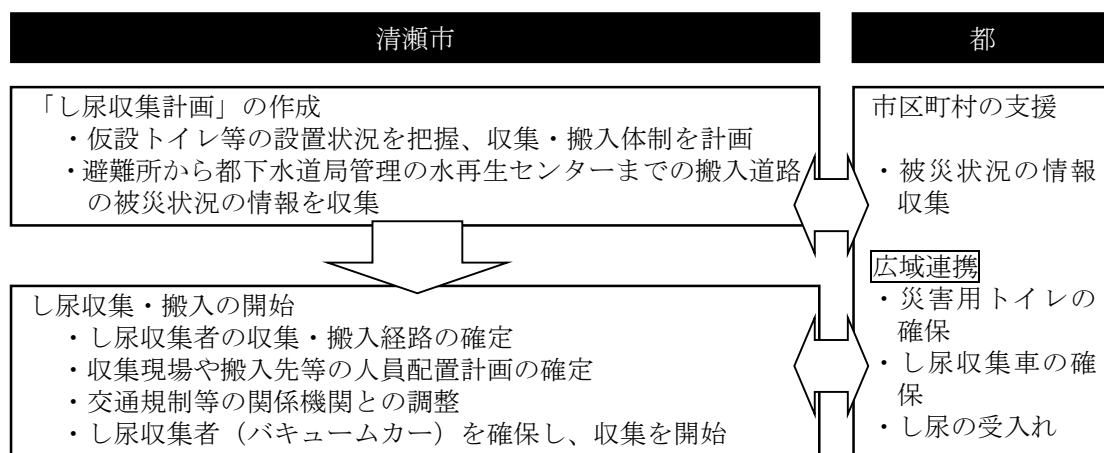
6 トイレの確保及びし尿処理 《都市整備部班・教育部班》

(1) 対策内容と役割分担

市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センター）への処理を実施する。

機 関 名	役 割 分 担
市	○仮設トイレ等の設置状況の把握、し尿収集計画の策定、収集体制の整備 ○断水した場合には、学校のプール、震災対策用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保 ○発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める。
都 本 部	○災害用トイレに関する広域的な調整等
都 環 境 局	○し尿の収集・運搬に関する広域的な調整等
都 下 水 道 局	○水再生センターでの、し尿の受入れ・処理
し尿処理業者	○し尿の収集運搬

(2) 業務手順



(3) 取組内容

ア 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入

- (ア) 被害状況、収集場所等の情報を基に、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センターに搬入する。
- (イ) 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- (ウ) 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、市は、都に応援を要請する。
- (エ) 市は、必要に応じて都に、し尿収集車の確保について応援要請する。

イ 避難所等における対応

- (ア) 指定緊急避難場所における対応
 - ① 震災対策用井戸等によって生活用水を確保するとともに、速やかに下水道機能の回復を図る。
 - ② 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し対応する。
 - ③ 避難所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、市は備蓄した組立てトイレ等により対応する。
- (イ) 避難所における対応
 - ① 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応に努める。
 - ② 発災後4日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応に努める。
 - ③ 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
- (ウ) 事業所・家庭等における対応
 - ① 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、震災対策用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
 - ② 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

7 ごみ処理 《都市整備部班》

(1) 対策内容と役割分担

ごみ処理は、市の被災状況や要請を踏まえ、都も収集・運搬機材等の確保を協力して行うなど広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
市	○所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定など、ごみ処理計画を速やかに策定
都 環 境 局	○広域的な支援要請を実施 ○災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都 総 務 局	○都本部のもと、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

(2) 業務手順

市は、「災害時のごみ処理マニュアル」に沿って可能な限り主体的に対応に努める。

(3) 取組内容

《市》

ア 市は、可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

《都環境局》

ア 市から被災状況の報告を受け、要請に応じて、収集・運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施する。

イ 市の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、他府県や関係業界団体への応援要請及び調整を行い、迅速に要請に対処する。

8 がれき処理 《都市整備部班》

(1) 対策内容と役割分担

がれき処理は、市の被災状況や都への応援要請を踏まえ、一次集積場所や最終処分場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
市	○市がれき処理マニュアルに沿って対応 ○被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○所管区域内の被災状況を確認し、がれきの発生推定量を算出、一次集積場所や最終処分場を決定し、「がれき処理計画」を策定
都 環 境 局	○「がれき処理部会」を設置し、関係各局及び市から被災状況等に関する情報を収集、把握 ○市の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請
都 建 設 局	○緊急道路障害物除去路線上の障害物やがれきの道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告

都 総 務 局	○都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、がれき処理対策に関して協議
---------	---

(2) 業務手順

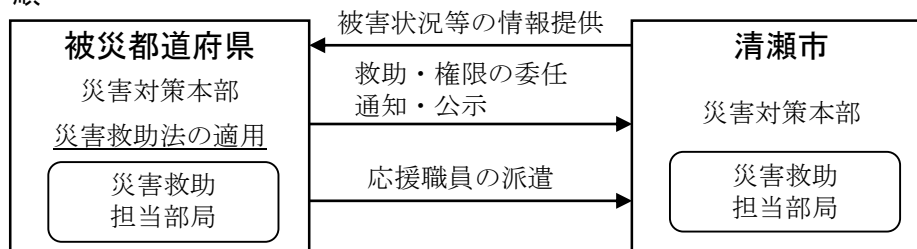
段 階	都	市
第1段階 発災直後 ～ 2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急道路障害物等による震災がれきの処理 ●「がれき処理部会」の設置 ●震災がれき発生量予測 ●廃棄物処理施設等の被災状況調査 ●市区町村との連絡調整 ●広域連絡及び応急要請 ●仮置場候補地の把握 ●最終処分場に関する調整 ●有害物質に関する対策 ●国庫補助に関する国との調整等 ●東京都震災がれき処理計画策定 ●災害時広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急道路障害物除去等による震災がれきの搬入 ・被害状況の把握 ・域内発生量の予測 ・必要な組織の設置 ・清瀬市震災がれき処理計画の作成
第2段階 第1段階終了後2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋情報提供に関する市との調整 ●公共施設の解体に伴う仮置場の確保 ●仮置場の確保に関する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体等の受付開始に伴う準備(解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の決定等)
第3段階 発災後1か月以降	<ul style="list-style-type: none"> ●広域的な再利用の実施等に係る連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去作業及び震災がれきの処理

9 災害救助法等の適用 《企画部班》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

(2) 業務手順



(3) 取組内容

市長は、災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

市長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

(4) 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、市においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。

ア 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が下記の基準1号以上であること。

イ 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が下記の基準2号以上であること。

ウ 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

【本市の救助法適用基準】

区分	人口 (平成22年度国勢調査)	基準	
		1号	2号
清瀬市	74,104人	80世帯	40世帯

(5) 被災世帯の算定基準等

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家の滅失した1世帯とみなす。また、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世

帯は、3世帯をもって、住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 被害程度の認定

(ア) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のも。

(イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のも。

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

上記(ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの。

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(イ) 住家

現実的に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 適用の手続

(ア) 災害に際し、市における災害が前記「(4)救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちにその旨を都知事に報告しなければならない。

(イ) 災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その処置に関しては、都知事の指示を受けるものとする。

(ウ) 市本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て、適用手続きをとるものとする。

イ 適用の要請

市長が救助法の適用を知事に要請する場合は、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項について、早急に無線電話等により要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

(ア) 災害発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害状況

(ウ) 適用を要請する理由

(エ) 必要な救助の種類

(オ) 適用を必要とする期間

- (カ) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
 - (キ) その他必要な事項
- ウ 実施報告
- 市各部長は、所掌する救助事務について実施の都度、又は完了後速やかに市長に報告するものとする。

(7) 救助の種類(法第4条)

- ア 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
- (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (ウ) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - (エ) 医療及び助産
 - (オ) 被災者の救出
 - (カ) 被災した住宅の応急修理
 - (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (ク) 学用品の給与
 - (ケ) 埋葬
 - (コ) 遺体の捜索及び処理
- イ 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- ウ 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、市及び関係機関に通知する。

(8) 救助の実施体制の整備

- ア 救助実施組織の整備
- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。そのため、市は、災害対策本部の組織を救助法適用後、救助実施組織として活用できるよう拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど救助業務の習熟に努める。
- イ 被害状況調査体制の整備
- 救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、市はあらかじめ次のような措置を行うなど、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。
- (ア) 各地区責任者の指定
- 災害発生時に各地区の被害状況を迅速に収集するため、庁内で各地区の調査責任者を指定する。
- (イ) 調査班の派遣
- 市の区域内に災害が発生した場合、各地区からの被害速報に応じて、調査班を各地区に派遣し、被害状況を調査させる。
- (ウ) 調査の実施
- 調査班は、町会、自治会、自主防災組織等の協力を得て「被災者台帳」によ

り、被災世帯の調査を実施する。

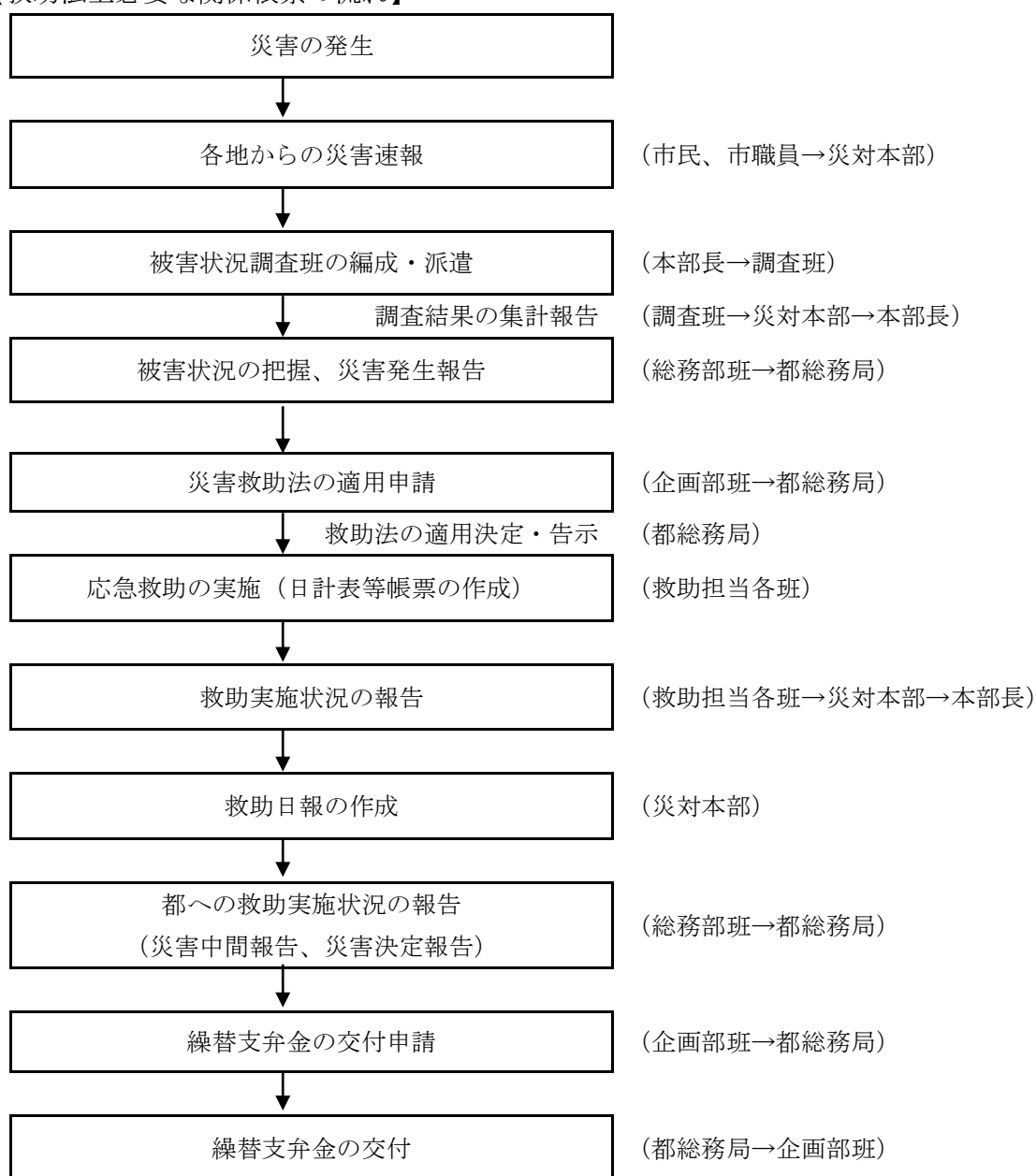
(エ) 調査の結果報告

調査班は、調査結果を迅速に集計し、総務部班に報告する。

(9) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助を実施するごとに帳票の作成が義務付けられている。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票(資料編 資料第13「各担当別災害救助関連必要帳票覧」参照)を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。なお、救助法上(災害の発生から終了まで)必要な関係帳票は、次のとおりである。

【救助法上必要な関係帳票の流れ】



10 激甚災害の指定 《企画部班》

(1) 対策内容

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○激甚災害に関する調査報告 <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。 ○特別財政援助等の申請手続等 <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

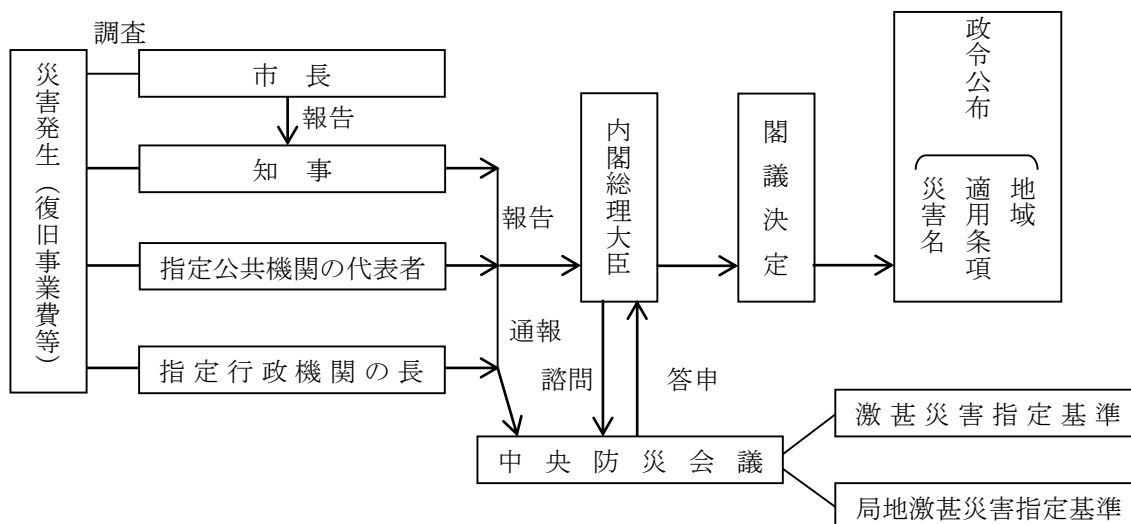
(2) 激甚災害指定手続き

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

市長は、大規模な災害が発生した場合、速やかにその被害の状況及びこれに対して取られた措置の概要を知事に報告する。

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。この手続を図示すると次のとおりである。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続を行う。

(3) 激甚災害に関する調査報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し知事に報告する。

報告内容は、①災害の原因、②災害が発生した日時、③災害が発生した場所又は地

域、④被害の程度、⑤災害に対してとられた措置、⑥その他必要な事項である。

(4) 激甚災害指定の基準

ア 激甚災害指定基準

昭和37年（1962年）12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

イ 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、基準が定められている。（昭和43年11月22日中央防災会議決定、最終改正平成23年1月13日）

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

(5) 特別財政援助等の申請手続等

各チーム及び各班は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局（企画部統括班経由）に提出しなければならない。

(6) 激甚法に定める事業

激甚法で定める事業は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等（第3条、第4条）

イ 農林水産業に関する特別の助成

(ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）

(イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）

(ウ) 天災融資法の特例（第8条）

(エ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）

(オ) 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）

(カ) 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）

ウ 中小企業に関する特別の助成

(ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）

(イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第13条）

エ その他の特別の財政援助及び助成

(ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）

(イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）

(ウ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）

(エ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

第4節 復旧対策

1 被災住宅の応急修理 《都・まちづくり課》

(1) 住宅の応急修理

ア 修理の目的

災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

イ 対象者

自らの資力では応急修理ができない者で、都知事が必要と認める者とする。

ウ 対象者の調査及び選定

市による被災者の資力その他生活条件等の調査及び市長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集及び選定事務を行う。

(2) 応急修理の方法

ア 修理

都が一般社団法人東京建設業協会のある旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。なお、場合によっては市に事務を委任する。

イ 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

ウ 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(3) 事務処理の方法

住宅の応急修理を実施した場合、市及び都は必要な帳票を整備する。

2 応急仮設住宅（公営住宅・民間賃貸住宅等）の供給 《都・まちづくり課》

(1) 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を供給する。

(2) 応急仮設住宅（公営住宅・民間賃貸住宅等）の供給

住宅に困窮する被災者に、次により公営住宅等の空き家を一時的に提供する。

ア 公的住宅の供給

(ア) 公的住宅の確保

都は発災時において、都営住宅の空き家の確保に努めるとともに、都市再生機構・公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(イ) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは一世帯一か所限りとする。

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない者

(ウ) 入居者の募集・選定

- ① 都は、応急仮設住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。割り当てに際しては、原則として市域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通しあうものとする。
- ② 住宅の割り当てを受けた市は、市域内の被災者に対し募集を行う。
- ③ 入居者の選定基準は都が策定し、市は、それに基づき入居者の選定を行う。

イ 民間賃貸住宅等の供給

(ア) 民間賃貸住宅等の確保

都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供するよう努める。

(イ) 入居資格

原則として、上記アの公的住宅の場合に準じて行う。

(ウ) 入居者の募集・選定

原則として、上記アの公的住宅の場合に準じて行う。

ウ 帳票の整備

市は、応急仮設住宅（公営住宅・民間賃貸住宅等）を供給した場合、住宅の管理及び入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

3 応急仮設住宅（建設する仮設住宅）の供給 《都・まちづくり課・水と緑の環境課》

(1) 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に応急的な住宅を建築し、供給する。

(2) 応急仮設住宅（建設する仮設住宅）の供給

住宅に困窮する被災者に、次により応急仮設住宅を一時的に供給する。

ア 応急仮設住宅（建設する仮設住宅）の建設

(ア) 建設予定地の確保

市は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地（運動公園等）を定めておく。

- ① 接道及び用地の整備状況
- ② ライフラインの状況
- ③ 指定緊急避難場所などの利用の有無

(イ) 建設の方法、構造及び規模

① 建設地

- a 都は、予定された建設地の中から選定する。
- b 用地の選定にあたり、市域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合

は、必要に応じて区市町村相互間での融通を行う。

② 構造及び規模

a 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

b 規模及び費用

1戸当たりの床面積は29.7平方メートルを標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

③ 着工

災害発生の日から20日以内に着工する。

④ 建設工事

都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注することとする。工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、市に委任する。

⑤ その他

市は清瀬消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

イ 入居資格

原則として、応急仮設住宅（公営住宅・民間賃貸住宅等）の入居資格に準じて行う。

ウ 入居者の募集・選定

原則として、応急仮設住宅（公営住宅・民間賃貸住宅等）の入居者の募集・選定に準じて行う。

エ 帳票の整備

市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備するものとする。

オ 応急仮設住宅の管理及び入居期間

応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体が行うものとし、入居者管理等は市が行う。また、入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

4 被災者の生活相談等の支援 《生活福祉課・地域包括ケア推進課・清瀬消防署・東村山警察署》

(1) 対策内容と役割分担

被災者の生活復旧に向けて、様々な相談に対応する窓口を設ける。

機 関 名	対 策 内 容
市	○被災者のための相談所を設置する。 ○被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進 ○被災者からの申請により、東京消防庁と連携してり災証明を発行する。
清 瀬 消 防 署	○被災者に対して、出火防止として、指導を行う。 ○被災者からの申請により、市と連携してり災証明を発行する。

警 視 庁 東村山警察署	○警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。
-----------------	--

(2) 取組内容

《市》

設置した相談所で、苦情又は要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

《清瀬消防署》

ア 被災者に対して、出火防止として、次のような指導を行う。

(ア) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底

(イ) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底

(ウ) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

イ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、り災証明の発行に関する対応、各種相談、説明、案内に当たる。

5 生活福祉資金 《市社会福祉協議会》

機 関 名	対 策 内 容
市社会福祉協議会	○市社会福祉協議会は、都社会福祉協議会が行う被災者に対する生活福祉資金の資金貸付業務を迅速に行う。

6 義援金の募集・受付・配分 《健康福祉部》

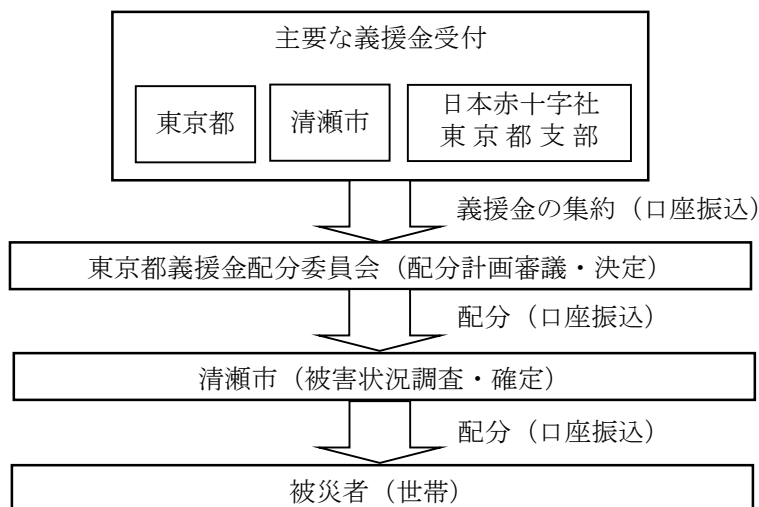
(1) 対策内容と役割分担

義援金の募集から受付、一次保管から配分まで迅速に対応する。

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>○義援金の募集・受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取扱う。 ・都の義援金募集に協力して受付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。 <p>○義援金の配分・受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都委員会から配分される義援金を受入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 <p>○義援金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ・被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。
日本赤十字社 東京都支部	<p>○受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。</p> <p>○義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。</p>

(2) 業務手順

【義援金受付・配分の流れ】



7 被災者の生活再建資金援助等 《生活福祉課・地域包括ケア推進課》

(1) 対策内容と役割分担

災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等の生活支援策を迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
市 都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> ○災害弔慰金・災害障害見舞金の支給 ○災害援護資金の貸付 ○被災者生活再建支援金の支給

(2) 取組内容 《市・都福祉保健局》

ア 市は、自然災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金（資料編 資料第14参照）の支給を、また、災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金（資料編 資料第14参照）を支給する。

イ 災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金（資料編 資料第15参照）を、また、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金（資料編 資料第15参照）を、低所得世帯を対象に貸付ける。このほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸し付ける。

ウ 自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（資料編 資料第16参照）を支給する。

8 職業のあつ旋 《産業振興課》

市は、国や都と連携し、被災者に対する職業のあつ旋を迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
市	○被災者の職業のあつ旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

東京労働局	○災害による離職者の把握に努め、そのあつ旋を図る。 ○他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。
-------	--

9 租税等の徴収猶予及び減免等 《課税課・徴収課》

(1) 対策内容と役割分担

市は、国や都と連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。

機関名	対策内容
市	○市民税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。
都主税局	○都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、適時、適切な措置を講ずる。
東京労働局	○労働保険料等の納入期限の延長措置、免除の措置を講ずる。

(2) 取組内容

被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は市税条例並びに国民健康保険税条例により、市税等の納税緩和措置として、納入期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずることとする。

ア 納期限等の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告・申請・請求その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次のとおり当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用地域及び期日その他必要な事項を指定し、公示する。

(イ) その他の場合、被災納税義務者等による申請があった場合は、災害がおさまったあと2か月以内（特別徴収義務者については30日以内）において当該期日を延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、換価の猶予、滞納処分の執行の停止、及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免

被災した納税義務者等に対し、その状況に応じて、市税の減免等、適切な措置を講ずる。

10 その他の生活確保

(1) 対策内容と役割分担

国や関係機関が連携し、被災者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

機 関 名	対 策 内 容
東京労働局	○雇用保険の失業給付に関する特別措置 ○労働保険料等の徴収の猶予 ○労働保険料等の免除
日本郵便	○被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ○被災者が差し出す郵便物の料金免除 ○被災地あて救助用郵便物の料金免除 ○被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本放送協会	○NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 ○被災者の受信料免除 ○状況により避難所へ受信機を貸与
NTT 東日本 NTTコミュニケーションズ NTT ドコモ	○NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ○災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

(2) 取組内容

《東京労働局》

- ア 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- イ 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等や免除の措置を講ずる。
 - (ア) 納期限の延長

災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。
 - (イ) 労働保険料等の免除

災害により、被災された労働保険適用事業主が一定の要件に該当する時は、申請に基づき労働保険料等を免除する。
 - (ウ) 制度の周知徹底

《日本郵便》

- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

《NTT 東日本・NTT コミュニケーションズ・NTT ドコモ》

料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等でその旨を周知する。

11 がれき処理の実施 《ごみ減量推進課》

(1) 対策内容と役割分担

がれき処理は、処理施設の被災状況、市での一次集積場所の状況や都の対策を踏まえて、速やかに処理を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
市	○所管区域内の一次集積場所の集積や運搬状況等を把握する。 ○処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告 ○実態相当規模のがれきの最終処分受入場所を確保するように努める。
都 環 境 局	○有害物質対策や一次集積場所、最終処分場の衛生管理を指導 ○市からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討 ○一次集積場所、最終処分場の確保に関する支援
都 総 務 局	○市と連携して国に対して、がれき処理への応援を要請

(2) がれき処理方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等を適切に処理するため、市域における「がれき」処理の計画を策定し、これに対処するものとする。

(3) 処理計画

ア 被害状況の把握

発災後、市は速やかに住家被害等の被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。

イ がれき処理体制の整備

発災後、市は速やかにがれき処理を行うための体制を整備する。都は、速やかに市及び各機関の連携を図り、がれき処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に、「がれき処理部会」を設置する。

ウ がれき処理計画の策定

市は、発災直後の様々な情報を収集・整理し、がれき処理の基本的方針を明らかにしたがれき処理計画を策定し、がれき処理を適切かつ具体的に実施するとともに被災市民に対して処理方針等を広く周知する。

また、市の、がれき処理計画で定められたがれき処理に係る手続等を、市外への避難者を含む関係者に広く周知する。

エ 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの搬入

発災直後、救助活動を行うため、建設組合等との連携により、速やかに緊急道路障害物除去作業を実施する。都道の緊急道路障害物除去作業に伴うがれきについても、緊急輸送路を確保するため、やむを得ない事情がある場合は、市の仮置場に搬入することとする。

オ がれきの撤去及び倒壊建物の解体

がれき撤去に関し、市は、個人住宅や一部の中小事業所等に限り市民から申請を受付け、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理について指導等を行う。また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅

や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関してのがれきの撤去と同様の事務を行う。

カ がれきの仮置場の設置

仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。具体的には、がれき処理の経過に応じて、次のように区分する。

(ア) 第一仮置場

緊急道路の障害物除去作業により収集したがれきを、処理体制が整うまでの間仮置きするために設置する。除去作業終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生した「がれき」の積替え用地として使用する。

(イ) 第二仮置場

緊急道路の障害物除去作業終了後、建物の解体により発生したがれきの積替え用地として、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用するなどして設置する。

(ウ) 第三仮置場

第一・第二仮置場から排出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地としての第三仮置場を設置する。なお、第三仮置場周辺で発生したがれきは、輸送効率を勘案し第一・第二仮置場を経由せずに直接搬入する。市は、発災後速やかに緊急道路障害物除去がれきを搬入させるため、第一仮置場用地の指定を行うとともに解体・撤去開始までに第二仮置場用地の指定を行う。その後、貯留用地としての第三仮置場用地を指定する。また、各仮置場には、簡易破砕機等を導入して、廃木材、コンクリートがらをできるだけ減量化する。

キ がれきの中間処理・再利用・最終処分

第一・第二仮置場から分別して搬出したがれきは、破砕処理等の中間処理を行った後「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)」や「建設工事における再生資源の利用に関する取扱要領」に基づいて、次の品目ごとにできるだけ再利用する。再利用が不可能なもの(瓦、モルタル、廃プラスチック、ガラス等)に限り、焼却処分するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、埋立て処分場に搬入する。

搬入は、緊急道路障害物除去が終了し、道路交通状況が回復した時点で開始する。

(ア) 廃木材

破砕処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再利用する。チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処理する。

(イ) コンクリートがら

破砕処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事の材料等に再利用する。

(ウ) 金属くず

製鋼材料等に再利用する。

(4) 処理に必要な協力体制

がれきの処理にあたっては、次の業務について資器材の提供を含め、民間業者に協

力を求めて、効率的に実施する。

ア 倒壊建物の解体・がれきの撤去

- (ア) 倒壊建物の解体業務
- (イ) 発生がれきの撤去業務

イ がれき仮置場の設置

- (ア) 仮置場の維持管理業務
- (イ) 仮置場からのがれきの搬出

ウ がれきの中間処理、再利用、最終処分

- (ア) 廃木材・コンクリートがら等破砕処理
- (イ) 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
- (ウ) 再利用施設への搬入
- (エ) 再利用施設での優先的な処理
- (オ) 最終処分場へのがれきの搬入

(5) 土石、竹木等の除去

ア 土石、竹木等の除去計画

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

機 関 名	対 策 内 容
市	○災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、北多摩北部建設事務所に報告。また、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

イ 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- (ア) 自らの資力では、当該障害物を除去することのできない者であること(生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等)。
- (イ) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか又は敷地等に運び込まれているため、家への出入が困難な状態であること。
- (ウ) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること(本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。)
- (エ) 半壊又は床上浸水したものであること(全壊、流出、床下浸水の住家は対象とならない。)
- (オ) 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

12 災害救助法の運用等 《企画課》

機 関 名	対 策 内 容
市	○市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告。

(救助法の適用基準・・・第2部 第14章 第3節 9「災害救助法等の適用」を参照)

(1) 救助法適用の公布

救助法が適用されたときは、都知事より次のとおり公布される。

<p style="margin: 0;">公 告</p> <p style="margin: 10px 0 10px 40px;">○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。</p> <p style="margin: 0 0 10px 100px;">平成○年○月○日</p> <p style="margin: 0 0 10px 100px;">東京都知事 ○○○○</p>

(2) 救助法の実施方法等

ア 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告するものとする。

	時 期	災害発生直後
発生報告	内 容	○災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害発生時における被害状況、法適用の有無、すでにとった措置及び今後の措置等
	要 領	○この報告は、正確よりむしろ迅速を旨とする。即ち、災害の態様、規模によっては、短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合が予想され、全体の被害状況が判明してからの報告では、国における各種施策に支障をきたすので、把握できた範囲内において報告するものである。この際、情報の出所、現在時刻、正確度等をあわせて報告する。
	方 法	○この報告は、東京都災害情報システム(DIS 端末)にて行うこととする。災害情報システムでの報告が困難な場合は、電話又はFAX等の手段を尽くして報告するものとする。
中間報告	時 期	○当該災害にかかる法適用の指定が完了した後
	内 容	○災害発生の日時及び場所、災害の原因、被害状況、法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況等
	要 領	○中間報告は、時間の経過とともに情報内容に変更が生じるので、その都度報告するものとする。
	方 法	○東京都災害情報システム(DIS 端末)での報告を基本とし、必要に応じて文書によるものとする。ただし、広域災害の場合、通信の関係もあるため、被害状況、救助の種類別実施状況及び特に指示した事項については、あらかじめ時間を定めて報告すること。
決定報告	時 期	○応急救助の完了後
	内 容	○災害発生の日時及び場所、災害の原因、確定した被害状況、法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び災害救助費概算額調等
	方 法	○文書

イ 救助実施状況の報告

災害救助法による円滑な救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、各救助種目の救助実施状況の記録は、災害直後における当面の応急措置及び後日処理する災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、次のとおり日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

(ア) 救助実施記録日計票の作成

救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに整理しておかなければならない。

(イ) 報告の要領

- ① 救助の実施にあたる市各部長は、救助実施記録日計票の1部を、市本部を統括する総務部長に提出するとともに、1部は自己の控えとして保管しておくものとする。ただし、災害の態様、規模等によって交通が途絶して地域的に孤立し、提出できない場合も予想されるので、このような場合には、とりあえず救助種類毎に、次の事項を電話等の方法により報告し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括して提出するものとする。

救助の種類	報告事項
避難所の設置	箇所数、収容人員
応急仮設住宅の設置	設置(希望)戸数
炊出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人数
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主たる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
教科書・学用品の給与	小・中学生別対象者及び給与点数
火葬	火葬数
遺体の搜索	遺体処理数
障害物の除去	対象世帯数
輸送	輸送人員
労務者	雇入れ人数

- ② 各班長（課長）は、救助実施記録日計票又は報告事項をとりまとめ、その結果を担当部長へ報告する。

- ③ 総務部長は、各部長からの報告を救助の種類別に整理して、委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分をとりまとめて都本部へ災害情報システム等により報告し、後日文書をもって報告するものとする。

(ウ) 救助日報の作成

総務部班は、市各部の報告を取りまとめて、毎日「救助日報」を作成する。

- (エ) 物資引渡書・受領書
救助物資等の引渡し、受領を明らかにするため「引渡書」、「受領書」を作成し、整理しておく。
- (オ) 繰替支弁金の交付申請
当該災害が収束した段階で、市長は、救助に要した繰替支弁金について、都の指示するところにより交付申請を行う。

(3) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は都の定めるとおりとする。基準額については、都規則により適宜改訂を行う。

(4) 従事命令

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害対策基本法（第71条）及び災害救助法（第24条～第27条）では、知事に従事命令（一定の業種のもの、救助に関する業務に従事させる権限、例えば、医師、看護師、土木技術者、大工など）等の権限が付与されているが、市長は必要と認める場合、都知事に協議する。

ア 従事命令の種類

- (ア) 従事命令
一定の業種のもを救助に関する業務に従事させる権限
例えば、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職など。
- (イ) 協力命令
被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限。
例えば、被災者を炊出しに協力させる等。
- (ウ) 管理、使用、保管命令及び収用
特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特別の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限。
 - ① 管理
救助を行うため、特別に必要ながあると認めるとき、知事が病院、診療所、助産所、旅館、飲食店を管理する権限。
 - ② 使用
家屋を収用施設として用いるような場合で、上記管理と異なり、土地、家屋、物資を物的に利用する権限。
 - ③ 保管
災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限。
 - ④ 収用
災害の際、必要物資を多量に買だめし、売り惜しみをしているような場合は、その物資を収用する権限。なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

(5) 従事命令を受けた者の実費弁償

区 分	○実費弁償
範 囲	○災害救助法施行令第10条第1号から第5号までに規定する者
平成26年度費用 (日当) の限度額	○1人1日あたり <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師……………21,300円以内 ・ 歯科医師……………20,500円以内 ・ 薬剤師……………17,900円以内 ・ 保健師、助産師、看護師……………16,400円以内 ・ 土木・建築技術者……………15,800円以内 ・ 大工……………24,700円以内 <p style="text-align: right;">など</p>
期 間	○救助の実施が認められる期間
備 考	○時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

(6) 応急救助の実施

救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。